

3 関係請負人との協議を行う場の設置及び運営

- ・ 関係請負人の数が少ない場合を除き、関係請負人と協議を行う場(協議会)を設置し、定期的に開催すること。(造船業については関係請負人の数に関係なく設置する必要があります。)
 - ・ 関係請負人が交替したとき等混在作業による労働災害の防止のために協議すべき必要が生じたときにも開催すること。
 - ・ 使用する労働者に協議会における協議結果を周知させること。



作業間の連絡調整とは

